

岩手県監査委員告示第45号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会委員長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月3日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県警察本部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月25日及び26日

イ 本監査実施日 平成25年9月2日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入未済額の繰越調定に当たり、調定すべき日から相当期間遅れて調定し、かつ、繰越区分を誤っているものが1件、395,104円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	収入未済額の繰越調定については、繰越調定にかかる一連の会計事務手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることにした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県盛岡東警察署

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年7月9日

イ 本監査実施日 平成25年8月21日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年10月1日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工作物の管理については、工事等に伴う財産管理登録の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることにした。